

喫煙できる場所・できない場所を知って

「健康増進法」改正

受動喫煙 0 へ

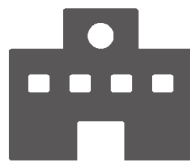


健康増進法が改正されます。目的は望まない受動喫煙をなくすこと。健康への影響が大きい子どもや病気の人に特に配慮されます。施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、喫煙できる場所の掲示を義務づけます。

令和元年
7月1日
から

公共施設敷地内は
原則すべて禁煙

学校・病院・保育所・市役所などでは、令和2年4月からの法施行に先行して施設敷地内が原則全面禁煙に。施設によっては屋外に受動喫煙防止の措置をした喫煙場所を設置する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。



学校



市役所
(行政機関の庁舎)



保育所など
(児童福祉施設)



病院・診療所

気づいている？三次喫煙
たばこの先から出る煙以外に、たばこを吸った人が吐き出す息や衣服、部屋の壁紙、カーテンなどに付着した有害物質を吸い込む三次喫煙も問題になっています。喫煙後30〜45分間は喫煙者の息から有害物質が出続けます。

発がん性物質が約70種
たばこの煙に含まれる約70種類の発がん性物質は、のどや肺など煙に直接触れる場所だけでなく、血液を通じて全身に運ばれ、がんの原因になります。がん以外にも、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、虚血性心疾患や脳卒中などの原因になります。

本当に怖〜い！
たばこの害